

議案第 48 号

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正について

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 2 月 22 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する
条例

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 16 年条例第 37 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次の
ように加える。

ウ 戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

住民サービスの向上を図るため、住民基本台帳カードを利用して提供するサービスとして、自動交付機により戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書を交付するサービスを加える必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。